

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月 2日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 大阪市中央区南船場3丁目5番8号	
氏 名 株式会社ジェイテクト	
取締役社長 佐藤 和弘	
株式会社ジェイテクト 刈谷工場	
工場長 平 武司	
電話番号 0566-25-5104	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ジェイテクト 刈谷工場
事業場の所在地	愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	25：はん用機械機器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額： 36,304 百万円
③ 従業員数	1,301 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物処理に係る役割

- ・推進委員長 …… 資源循環部会又は環境保全委員会で審議・決定された事項等に基づき工場の廃棄物提言活動を統括する。
- ・副委員長 …… 廃棄物低減実績の確認
- ・廃棄物管理者 …… 廃棄物低減活動の実施、推進
- ・組織図は別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】 別紙③のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙③のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず、木くず等はそれぞれに分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 固形燃料廃棄物の分別徹底により紙類廃棄物の有価物化を増大させる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	380 t	250 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理汚泥の脱水・乾燥、切削油の濃縮による減量化を行なっている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	365 t	240 t
	(今後実施する予定の取組) 減量化を継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

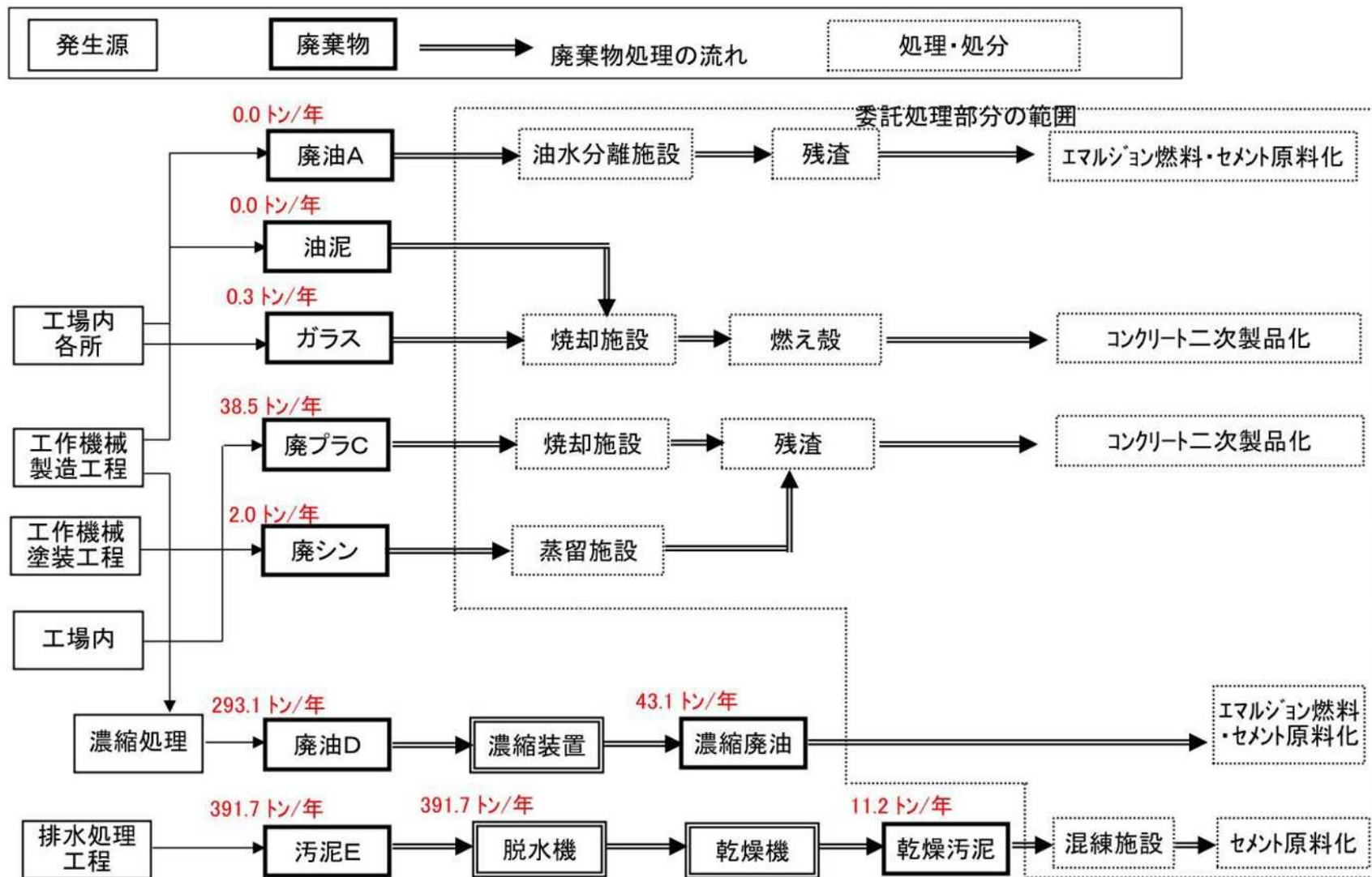
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】 別紙④のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

② 計画	【目標】 別紙④のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

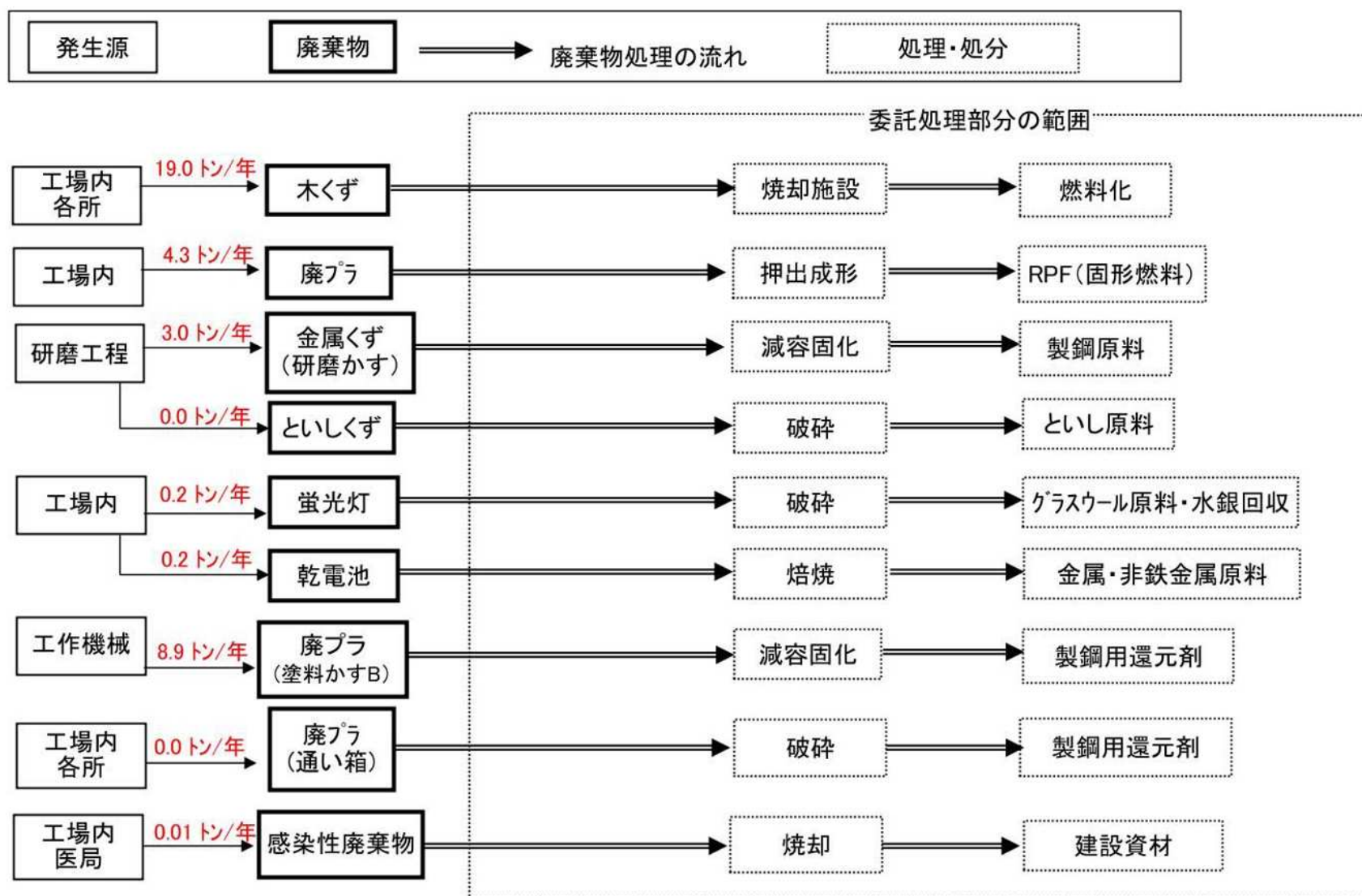
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙① 廃棄物処理フロー図(1)

発生量(トン/年)は令和2年度実績



別紙① 廃棄物処理フロー図(2)

発生量(トン/年)は令和2年度実績

刈谷工場環境保全委員会推進組織

企業価値向上委員会	委員長：取締役 社長
事務局	環境部 部長

内部環境監査員チーム

環境管理責任者

グローバルジェイテクトグループ

《国内》
ジェイテクトグループ環境連絡会

海外ジェイテクトグループ環境連絡会

環境専門部会

- (1) 温暖化対策省エネ部会
- (2) 資源循環部会
- (3) 物流部会
- (4) 環境対応製品対策部会
- (5) 生技革新CO2削減部会
- (6) 環境リスク社会貢献部会

刈谷工場環境保全委員会

(1回/2ヶ月)

委員長：平 工場長

事務局：工務部 課長, カスタマーサポート部 G長, 電池設備技術部 G長

製造部 課長, 製造技術部 係長, 知的財産部 G長

専門部会

部会名	部会長	事務局
①温暖化対策省エネ部会	製造技術部 部長	製造技術部 課長
②資源循環部会	工務部 部長	工務部 課長
③物流部会	製造部 部長	製造部 課長
④環境リスク社会貢献部会	工務部 部長	工務部 課長

副委員長

事務局

副委員長
CS部 部長

CS部 G長

副委員長
先行開発部 部

電池設備技術部 G

副委員長
製造部 部長

製造部 課長

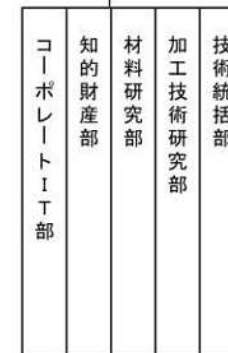
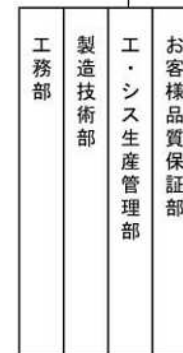
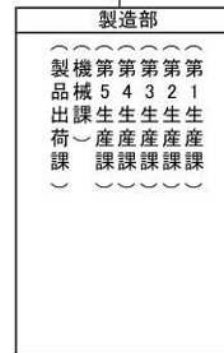
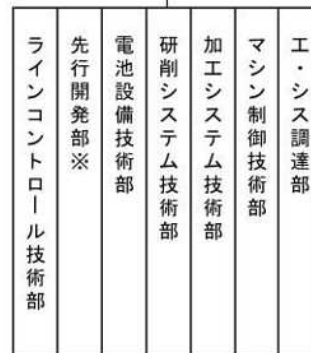
副委員長
製造技術部 部

製造技術部 係長

副委員長
加工技術研究部 部長

知的財産部 G長

オブザーバー



※印：環境対応製品部会 参画部門

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙③

①現状	【前年度（令和2年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥 (排水処理汚泥、 汚泥等)	廃プラ (塩ビ、塗料カス)	廃油 (濃縮廃液、 廃シンナー等)	ガラス・ 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	汚泥 (有害)	引火性 廃油	感染性廃棄物	強アルカリ (有害)	強酸 (有害)	PCB
	排出量	394.63t	51.38t	409.99t	0.50t	3.21t	18.99t	0.00t	0.05t	0.02t	0.01t	0.03t	0.05t	0.10t
	(これまでに実施した取組) ・排水処理汚泥は水使用量の削減により発生を抑制する。 ・廃油は切削油使用量の削減、再生・再使用により発生を抑制する。 ・廃プラスチック類は梱包材の有価物化や再利用により発生を抑制する。 ・木くずはパレット等の再使用化を推進し、廃棄物の発生を抑制する。													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥 (排水処理汚泥、 汚泥等)	廃プラ (塩ビ、塗料カス)	廃油 (濃縮廃液、 廃シンナー等)	ガラス・ 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	汚泥 (有害)	引火性 廃油	感染性廃棄物	強アルカリ (有害)	強酸 (有害)	PCB
	排出量	378.84t	49.32t	393.59t	0.48t	3.08t	18.23t	0.00t	0.05t	0.02t	0.00t	0.03t	0.05t	0.00t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物削減の改善事例を募集し、部門間に水平展開する。 ・木くずは、パレット等の再使用化・業者返却を推進し、廃棄物の発生を抑制する。													

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙④

別紙④

①現状	【前年度（令和2年度）実績】														
	産業廃棄物の種類		汚泥 (排水処理汚泥、 汚泥等)	廃プラ (塩ビ、塗料カス)	廃油 (濃縮廃液、 廃シナー等)	ガラス、 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	汚泥 (有害)	引火性 廃油	感染性廃棄物	強アルカリ (有害)	強酸 (有害)	PCB
	全処理委託量		14.17 t	51.38 t	159.97 t	0.50 t	3.21 t	18.99 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.01 t	0.03 t	0.05 t	0.10 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	14.17 t	47.10 t	159.97 t	0.26 t	3.04 t	18.99 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.01 t	0.03 t	0.05 t	0.10 t
		再生利用業者への 処理委託量	14.17 t	51.38 t	159.97 t	0.50 t	3.21 t	18.99 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.01 t	0.03 t	0.05 t	0.10 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量「0」の維持継続を図る。														
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類		汚泥 (排水処理汚泥、 汚泥等)	廃プラ (塩ビ、塗料カス)	廃油 (濃縮廃液、 廃シナー等)	ガラス、 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	汚泥 (有害)	引火性 廃油	感染性廃棄物	強アルカリ (有害)	強酸 (有害)	PCB
	全処理委託量		13.60 t	49.32 t	153.57 t	0.48 t	3.08 t	18.23 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.00 t	0.03 t	0.05 t	0.00 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	13.60 t	45.22 t	153.57 t	0.25 t	2.92 t	18.23 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.00 t	0.03 t	0.05 t	0.00 t
		再生利用業者への 処理委託量	13.60 t	49.32 t	153.57 t	0.48 t	3.08 t	18.23 t	0.00 t	0.05 t	0.02 t	0.00 t	0.03 t	0.05 t	0.00 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理を選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。														